

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 30 日

各都道府県災害弔慰金担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

災害弔慰金等の支給に関する審査会に関する条例制定状況等調査結果について（周知）

令和 7 年 7 月 2 日付事務連絡にて依頼させていただいた、災害弔慰金等の支給に関する条例制定状況等調査について、集計が終了しましたのでお知らせいたします。調査の結果、約 6 割の市町村において、審査会の開催に関する規定が制定されていないことが判明いたしました。災害弔慰金等の支給決定の迅速化のため、改めて、管内市町村において同規定の整備が進むよう、よろしくお取り計らい願います。

（１）調査結果について

別紙 1：災害弔慰金の支給に係る審査会に関する条例制定状況調査結果のとおり

（２）審査会の開催に必要な規定の整備について

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）第 18 条に基づき、「市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努める」とこととされています。

この「審議会その他の合議制の機関」（以下「審査会」という）については、それぞれの市町村が単独で設置する方法のほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、市町村が、都道府県との協議により規約を定め、都道府県に審査会の設置及び運営を委託することも差し支えないものとされているところですが、支給決定までに時間を要することも想定されることから、支給決定の迅速化の観点等から市町村ごとに審査会を置くよう努めることとしたものです。この審査会に関する規定が整備されていない場合、発災後に規定の制定手続を行うことになるため、その分、支給決定まで時間を要する可能性があります。

つきましては、管内市町村に対して、審査会の設置に関する規定の整備を行っていただくべく、改めて周知いただくようお願いいたします。別紙 2、3 のとおり「災害弔慰金の支給等に関する条例準則」等も合わせて添付いたします。

また、審査会を開催するためには、規定の整備だけではなく、弁護士や医師等の方に

委員の委嘱を行う必要がありますが、市町村によっては独自に委員の候補者を見つけることが難しい場合があります。事実、過去の災害では市町村単独では委員の確保が難しく、都道府県の支援の下、複数の市町村で同一の方に委員の委嘱を行った上で、合同で審査会を開催した事例もあります。

各都道府県におかれては、上記の趣旨についてご留意の上、管内市町村への必要な支援・協力を行っていただきますようお願いいたします。

別紙１・・・災害弔慰金の支給に係る審査会に関する条例制定状況調査結果

別紙２・・・令和元年７月１９日府政防第２５７号「改正災害弔慰金法の施行について」

別紙３・・・災害弔慰金の支給等に関する条例準則

担当

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

電話番号：０３－３５０３－９３９４（直通）

小田：yutaka.oda.y3m@cao.go.jp

北原：kota.kitahara.u7n@cao.go.jp

令和 7 年 8 月 31 日時点

災害弔慰金の支給に係る審査会に関する条例制定状況調査結果

【調査対象】

全自治体：**1,741 市区町村**

【調査結果】

(1)災害弔慰金の支給に関し必要な条例を制定しているか。

①制定済み：**1,740 自治体** ②未制定：**1自治体**

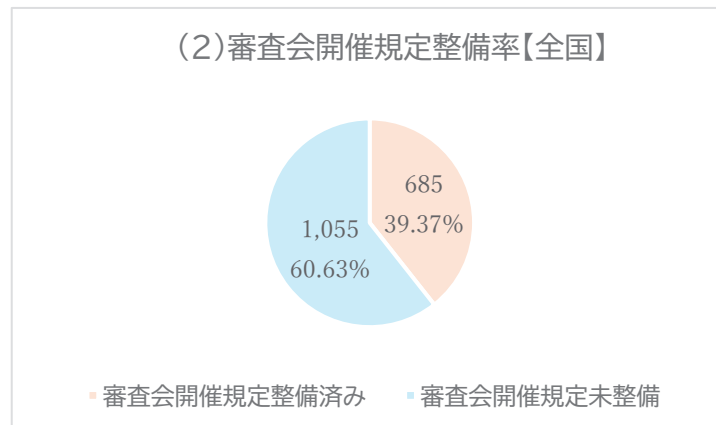
(2)支給に関する条例を制定している 1,740 自治体のうち、審査会の設置、審査会委員の選定方法等規定について制定しているか。

①審査会の設置、委員の選定方法等必要な規定を制定済み：**685自治体**

②審査会の規定は制定済みだが、その他必要な規定は未制定：**76自治体**

③審査会の設置、その他必要な規定を制定していない：**979 自治体**

円グラフは、①審査会開催に必要な規定整備済みと、②、③審査会開催に必要な規定未整備を比較。



(3)審査会設置、委員の選定方法等規定を制定済みの685自治体における審査会委員の委嘱状況について。

①平時から委員を委嘱済み：**167自治体**

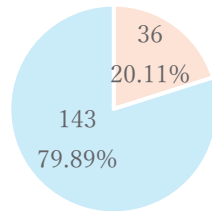
②関係団体等と調整済みで、発災後速やかに委嘱できる：**101自治体**

③令和 7 年度中に委嘱予定：**25自治体**

④発災後に委嘱予定：**392自治体**

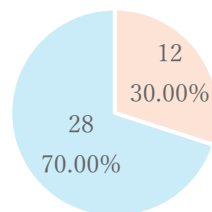
次頁以降、都道府県毎の審査会開催規定整備率を記載。

(2) 審査会開催規定整備率【北海道】



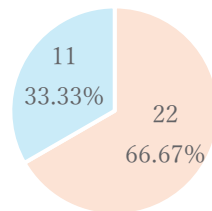
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【青森県】



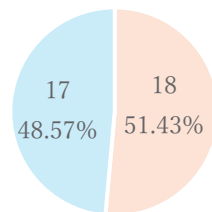
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【岩手県】



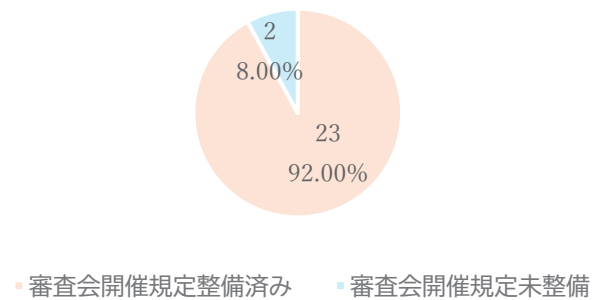
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【宮城県】

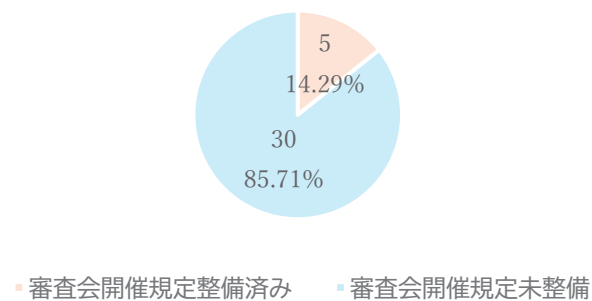


■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

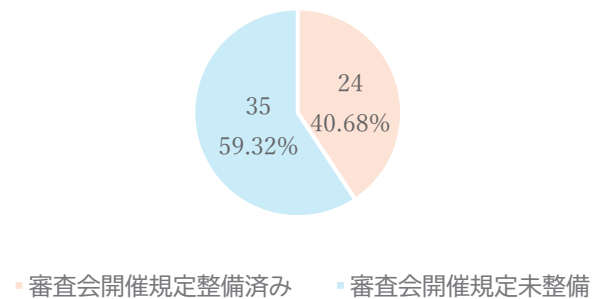
(2) 審査会開催規定整備率【秋田県】



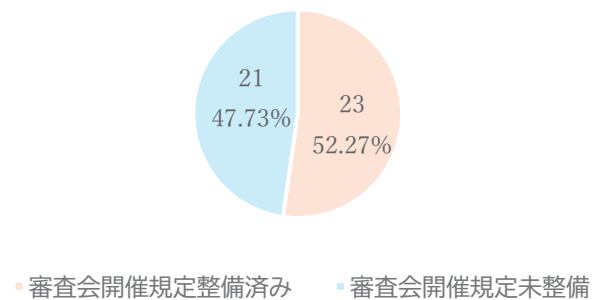
(2) 審査会開催規定整備率【山形県】



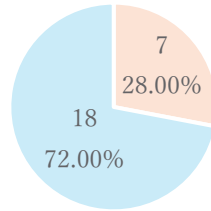
(2) 審査会開催規定整備率【福島県】



(2) 審査会開催規定整備率【茨城県】

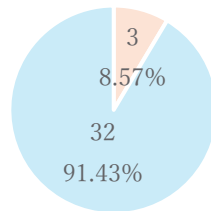


(2) 審査会開催規定整備率【栃木県】



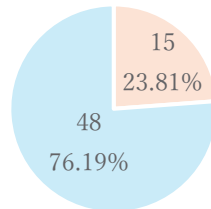
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【群馬県】



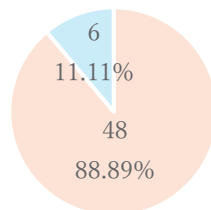
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【埼玉県】



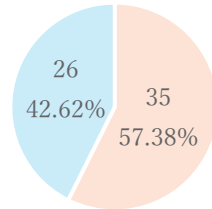
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【千葉県】



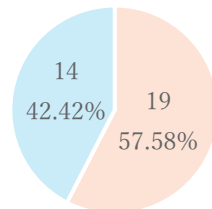
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【東京都】



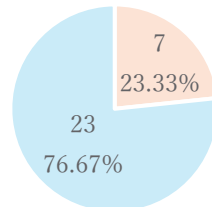
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【神奈川県】



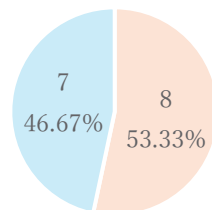
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【新潟県】



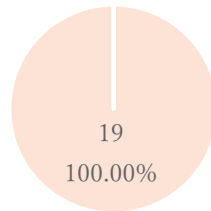
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【富山県】



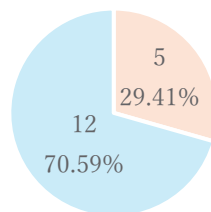
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【石川県】



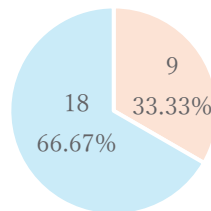
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【福井県】



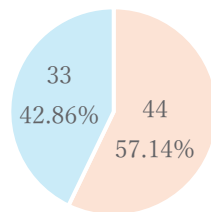
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【山梨県】



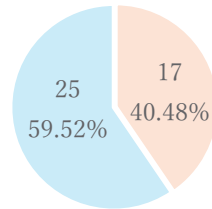
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【長野県】



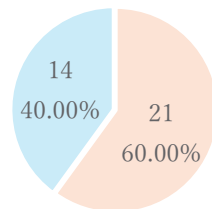
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【岐阜県】



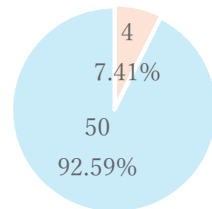
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【静岡県】



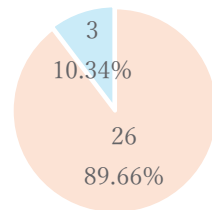
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【愛知県】



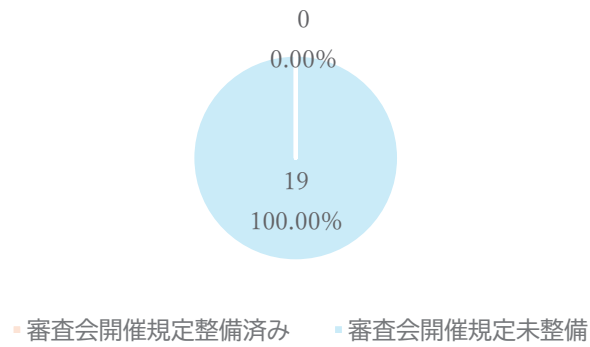
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【三重県】

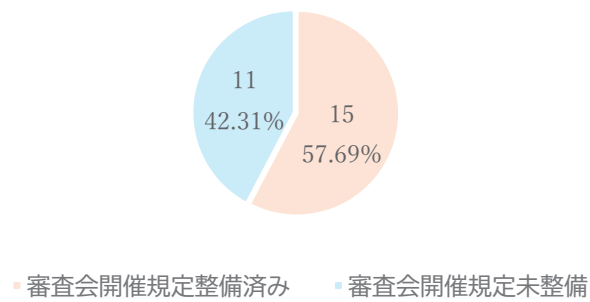


■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

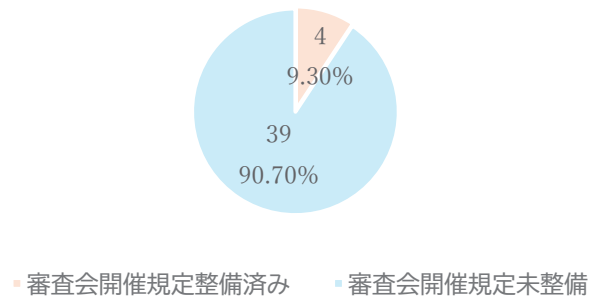
(2) 審査会開催規定整備率【滋賀県】



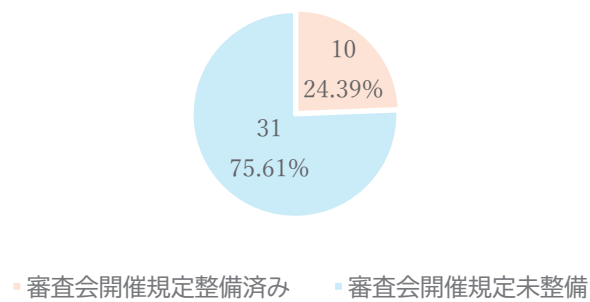
(2) 審査会開催規定整備率【京都府】



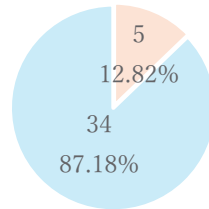
(2) 審査会開催規定整備率【大阪府】



(2) 審査会開催規定整備率【兵庫県】

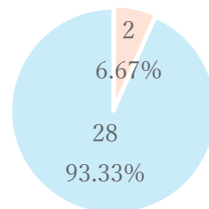


(2) 審査会開催規定整備率【奈良県】



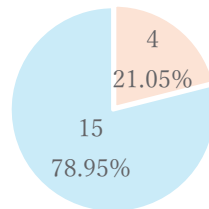
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【和歌山県】



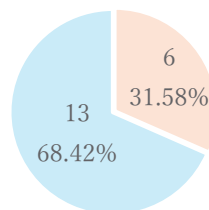
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【鳥取県】



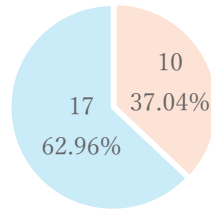
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【島根県】



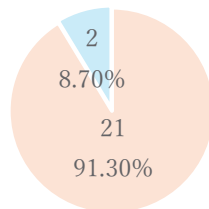
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【岡山県】



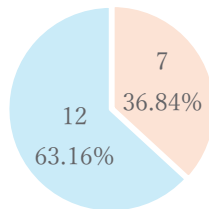
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【広島県】



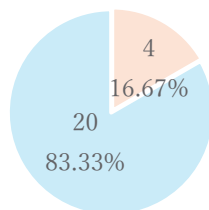
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【山口県】



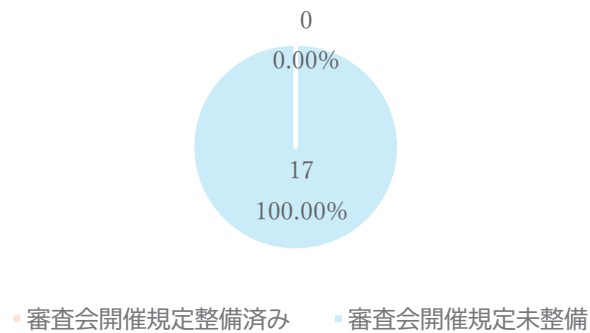
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【徳島県】

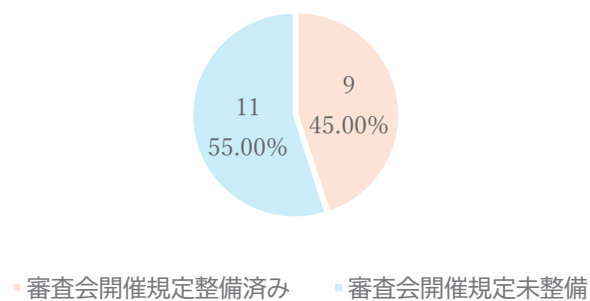


■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

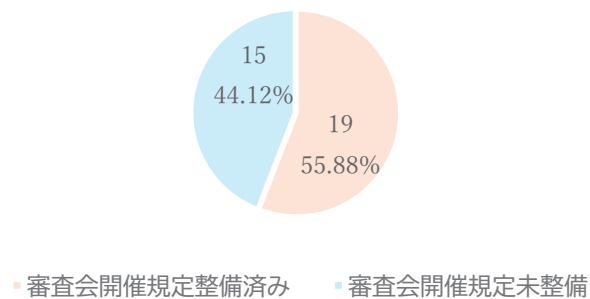
(2) 審査会開催規定整備率【香川県】



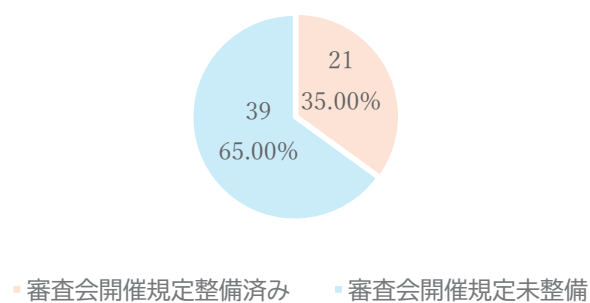
(2) 審査会開催規定整備率【愛媛県】



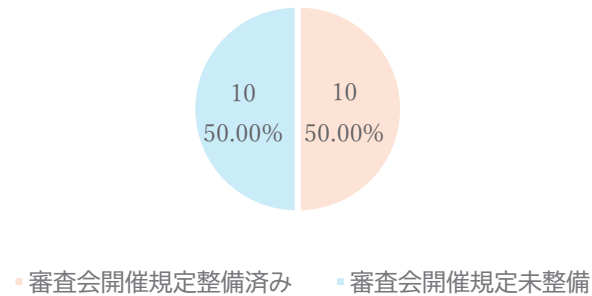
(2) 審査会開催規定整備率【高知県】



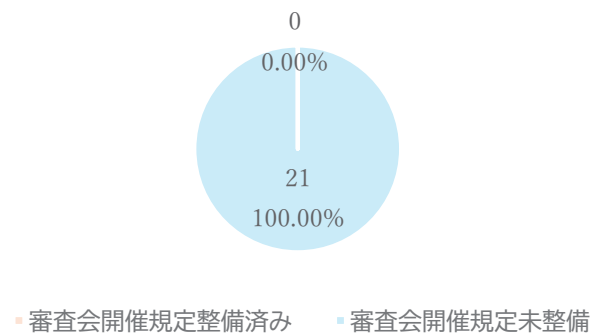
(2) 審査会開催規定整備率【福岡県】



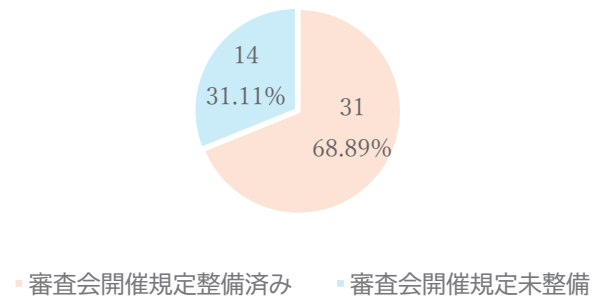
(2) 審査会開催規定整備率【佐賀県】



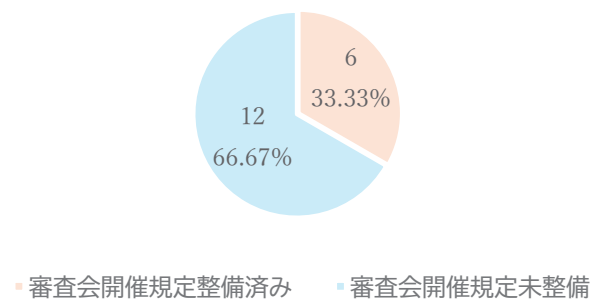
(2) 審査会開催規定整備率【長崎県】



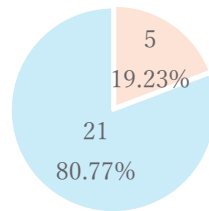
(2) 審査会開催規定整備率【熊本県】



(2) 審査会開催規定整備率【大分県】

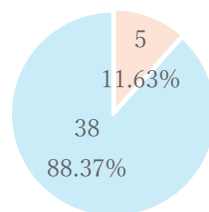


(2) 審査会開催規定整備率【宮崎県】



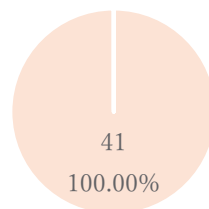
■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【鹿児島県】



■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

(2) 審査会開催規定整備率【沖縄県】



■ 審査会開催規定整備済み ■ 審査会開催規定未整備

府 政 防 第 257 号
令和元年 7 月 19 日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

改正災害弔慰金法の施行について

災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について必要な措置を講じるため、第198回国会において衆議院災害対策特別委員会提案により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案が発議され、本年6月7日、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号。以下「改正災害弔慰金法」という。）」が公布されたところである。

また、改正災害弔慰金法の施行に伴い、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第61号。以下「災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令」という。）」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第22号。以下「償還免除令」という。）」が本日公布されたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては市町村等関係者への周知を図るとともに、その運用に当たってよろしく御配慮願いたい。

なお、本通知においては、改正災害弔慰金法による改正後の「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」については「法」と、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令による改正後の「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）」については「施行令」とする。

1 法改正の内容等

(1) 償還金の支払猶予

- ① 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができること。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、(3)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこと。
- ② ①により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなすこと。

(2) 償還免除

- ① 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこと。
 - i) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、(3)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ii) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

(3) 報告等

市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができること。

(4) 市町村における合議制の機関

市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(5) 制度の周知徹底

国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

(6) 被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日前に生じた災害に係る償還免除の特例

- ① 市町村は、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができること。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、(3)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこと。
- ② 都道府県は、市町村（指定都市を除く。(7)の①において同じ。）が①により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- ③ 国は、指定都市又は都道府県が①又は②により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(7) 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例

- ① 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であって内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- ② 国は、都道府県が①により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- ③ 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であって①の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(8) 施行期日等

- ① この法律は、令和元年8月1日から施行すること。
- ② この法律の施行前に市町村が地方自治法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした（6）の①の災害に係る災害援護資金に係る債務の免除（（6）の①の場合にされたものに限る。）は、（6）の①による免除とみなすこと。
- ③ （7）は、この法律の施行前に、市町村が、平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用すること。

<参考> 令和元年5月24日 衆議院・災害対策特別委員会における法律案の
提案理由説明（抜粋）

本起草案の趣旨及び内容につきまして、提出者を代表して御説明申し上げます。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについて規定する法律であります。

災害援護資金は、大きな災害が発生する度に多くの被災者が利用して参りました。特に、平成七年に発生した阪神・淡路大震災においては、その当時、何よりも被災者生活再建支援法がなかったことや、義援金についても一世帯当たりでは少なかったこともあり、生活の再建に資するため、五万七千件余の世帯が総額で約一千三百二十六億円の貸付けを受けました。

災害援護資金の償還は、特例が設けられた東日本大震災を除き、十年で行うものとされております。しかしながら、阪神・淡路大震災の被災者の中には、貸付けを受けたものの生活再建が思うようにいかず、期限内の償還が困難であった方も多数いらっしゃいました。そのような方は、少額償還により返済し続けてきたところであります。一方で、その間も、神戸市など関係地方公共団体は、返済して頂くための様々な努力を続けるとともに、関係法令に基づく無資力免除なども行ってきましたが、未だ八千四百件の約百二十三億円分については国や都道府県による原資貸付金の扱いをどのようにするのが残された課題となっており、（中略）本起草案は、このような状況等に鑑み、災害援護資金に係る償還免除の特例、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等について定めようとするものであります。（後略）

2 法第11条（都道府県の貸付け）関係

（1）趣旨

法第13条に償還金の支払猶予の規定を設けたこと、かつ、それに伴い条番号が繰り下がったこと、及び法附則第2条に被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日前に生じた災害に係る償還免除の特例規定（以下「被災者生活再建支援法施行前に生じた災害に係る償還免除規定」という。）を設けたことにより、条文上の市町村の定義に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）が含まれるかどうかを明確にするために、所要の整備をしたものである。

（2）規定の内容

償還金の支払猶予を規定する法第13条第1項、償還免除を規定する法第14条第1項、報告等を規定する法第16条、市町村における合議制の機関を規定する法第18条、及び被災者生活再建支援法の施行前に生じた災害に係る償還免除規定を規定する法附則第2条第1項中の「市町村」には、指定都市が含まれることを明確にしたものである。

なお、これら以外の法第11条以降の「市町村」には、指定都市は除かれているものであることに留意すること。

3 法第13条（償還金の支払猶予）関係

（1）趣旨

償還金の支払猶予については、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令による改正前の施行令第10条において規定されていたが、

① 償還金の支払猶予制度は、災害援護資金の貸付けを受けた者にとって償還計画を考えるに当たっては重要な制度であり、法律上明確であることが望ましいこと、

② 改正災害弔慰金法により法第16条の報告等の規定が新設され、償還金の支払を猶予するか否かを判断するために必要であると認めるときは、市町村は収入又は資産の状況について災害援護資金の貸付けを受けた者等に報告等を求めることができることとされたこと、

から、改正災害弔慰金法により法第13条に償還金の支払猶予を規定したものである。

（2）規定の内容

市町村（指定都市を含む。）は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難となったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができるものである。

災害その他政令で定めるやむを得ない理由とは、施行令第12条により、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとされているところである。また、「その他市町村がやむを得ないと認める事情」は、市町村の判断によるところであるが、災害援護資金の貸付けを受けた者が、経済的困窮の状態に実質的に陥っている場合や行方不明の場合も含まれうるものと考えられる。

ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、法第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないとしてされていることに留意すること。

償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなすこととされている。

なお、償還金の支払猶予を政令事項から法律に引き上げたことに伴い、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令附則第2項において、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の施行の際現に災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令による改正前の施行令第10条第1項の規定によりされている償還金の支払猶予は、法第13条第1項の規定によりされた償還金の支払猶予とみなすといった経過措置が規定されていることに留意すること。

また、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律等の施行について（昭和49年2月28日社施第34号各都道府県知事・指定都市市長あて厚生省社会局長通知。以下「昭和49年局長通知」という。）において、償還金の支払猶予に関して、

① 償還金の支払猶予期間は、1年以内とし、さらにその事由が継続し、とくに必要がある場合には、あらためてその手続をとらせること、

償還金の支払猶予は、支払期日までに行われなければならないが、この手続をとらずに支払を遅滞したときは、（施行令第9条に規定する）違約金を徴収するものであること、

② 令第11条第2項（改正災害弔慰金法による改正後は法第13条第2項）の規定は、償還金の支払が猶予されることにより、貸付金の利子の計算に何ら影響を及ぼさないようにしようとするものであること。したがって、猶予前の支払期日に償還すべきであった金額と同額の償還金を猶予された後の支払期日に支払えば足りるものであること、

③ 支払猶予は、保証人が支払期日に当該償還金を支払うことができるか否かには関係がないものであること、
とされていることに留意すること。

4 法第14条（償還免除）関係

（1）趣旨

災害援護資金の免除事由として、死亡又は重度障害の場合が規定されていたが、これらに加えて、新たに破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときについても、市町村は災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものとしたものである。

また、償還免除の要件を明確にするため、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令による改正前の施行令第11条に規定されていた政令事項（償還免除がされない場合）を法律に引上げたものである。

（２）規定の内容

災害援護資金の免除事由は、

- ① 災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、
- ② 災害援護資金の貸付けを受けた者が精神又は身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき、
- ③ 災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき、

とされており、この場合、市町村（指定都市を含む。）は当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものである。

ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、法第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき、及び災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還できると認められるときは、この限りではないとされていることに留意すること。

免除手続については、災害援護資金の貸付けを受けた者からの申請によることを原則とするが、申請すべき者がいない場合には、市町村による職権免除を妨げるものではない。なお、法第14条により市町村において職権免除をする場合は、条例及び条例施行規則等を整備することに留意すること。

なお、昭和49年局長通知において、償還免除に関して、

- ① 災害援護資金の償還の免除は、保証人に償還能力があると認められる額については、償還を免除するものでなく、その保証人に償還させること、
 - ② 償還の免除は、借受人の保証人においても、これを申請することができるものとする、
 - ③ 法第11条第1項（改正災害弔慰金法による改正後は法第14条第1項）に規定する「精神又は身体の著しい障害」とは、地方税法施行令第7条の15の4（現行の地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の15の7）に規定する特別障害者の範囲とすること、
- とされていることに留意すること。

5 法第15条（貸付金の償還方法）関係

(1) 趣旨

改正災害弔慰金法により、法第13条の償還金の支払猶予が新たに規定されたことに伴い、条番号を繰り下げるものである。

(2) 規定の内容

条番号を第14条から第15条に繰り下げた法技術的な改正であり、規定内容を改正するものではないことに留意すること。

6 法第16条（報告等）関係

(1) 趣旨

市町村が、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するに当たり、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況を把握できるようにすることで、その者の資力状況に応じた適切な対応を可能とするものである。

(2) 規定の内容

市町村（指定都市を含む。）は、法第13条第1項に規定する償還金の支払猶予、又は法第14条第1項及び法附則第2条第1項に規定する償還免除をするか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができるとするものであり、これにより、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを市町村が判断する際、真に資力がないかどうか等を確認でき、客観的な判断を下すことを可能とするものである。

法第16条の規定により、災害援護資金の貸付けを受けた者が報告を求められて、正当な理由がなく報告をせずに、又は虚偽の報告をしたときは、市町村は法第13条に規定する償還金の支払猶予、又は法第14条及び法附則第2条に規定する償還免除をしないことができることとなることから、実質的に借受人に対して報告義務を課していると解されるものである。

また、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求める対象となる情報等としては、生活保護や年金受給情報などが挙げられ、併せて、地方税情報についても求めることができるものである（地方税情報の活用については、別途、通知することから、当該通知を参照されたい）。

なお、法第16条に基づく報告等の権限は、償還金の支払猶予又は償還免除を目的とする場合に限定されるとともに、報告等で得た情報については他目的の行政事務への流用は認められていないものであることに留意すること。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の7第1項による無資力免除も含め、償還免除をした者（その保証人であった者も含む。）に対

しては、法第16条の規定に基づく報告等の権限は行使できないことについても留意すること。

7 法第17条（政令への委任）関係

（1）趣旨

改正災害弔慰金法により、法第13条の償還金の支払猶予及び法第16条の報告等が新たに規定されたことに伴い、条番号を繰り下げるものである。

（2）規定の内容

条番号を第15条から第17条に繰り下げた法技術的な改正であり、規定内容を改正するものではないことに留意すること。

8 法第18条（市町村における合議制の機関）関係

（1）趣旨

法に基づき市町村が災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するに当たり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等には、医師や弁護士等の有識者による審査会等を設置し、当該審査会における審査を経て、判定しているところである。

この審査会については、それぞれの市町村が単独で設置する方法のほか、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、市町村が、都道府県との協議により規約を定め、都道府県に審査会の設置及び運営を委託することも差し支えないものとされているところである。

しかし、都道府県に審査会の設置及び運営を委託した場合、支給決定までに時間がかかることも考えられることから、支給決定の迅速化の観点等から市町村ごとに審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとしたものである。

（2）規定の内容

市町村（指定都市を含む。）は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするものである。

なお、参考1、2「災害弔慰金の支給等に関する条例準則」において規定例を示すこととするので、参考にされたい。

また、阪神・淡路大震災以降に設置された災害弔慰金及び災害障害見舞金に係る支給審査委員会（合議制の機関）の構成例としては、以下のとおりであることから、参考にされたい。

- ・ 委員の総数は4～7人
- ・ 委員構成職種等
医師（1～4人）

診療科目例：内科、外科、精神科、整形外科、司法監察医
弁護士（１～３人）
市職員（１人）
担当部長等
その他
大学教授、医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカー 等

9 法第19条（制度の周知徹底）関係

（１）趣旨

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けの申請機会が確保されるよう、国は災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の制度の周知徹底を図るものとしたものである。

（２）規定の内容

被災者に対して災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の制度の周知徹底が図られるよう、国はホームページ等で制度概要を周知することに加え、市町村における周知について助言・支援等をするものである。

10 法附則第1条（施行期日等）関係

（１）趣旨

改正災害弔慰金法により、法附則第2条以下が新たに規定されたことに伴い、条番号を新たに付与するものである。

（２）規定の内容

附則第1項を附則第1条に改正した法技術的な改正であり、規定内容を改正するものではないことに留意すること。

11 法附則第2条（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日前に生じた災害に係る償還免除の特例）関係

（１）趣旨

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、平成7年に発災した阪神・淡路大震災を契機として制定された法律であるが、その制定前においては、多くの被災者が災害援護資金に頼って生活再建をすることを余儀なくされたところである。

このことを踏まえ、市町村は、被災者生活再建支援法の施行前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により、当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認

められる場合であって償還免除令で定める要件に該当する場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとするものである。

また、市町村が免除したときは、都道府県及び国の原資貸付金を免除するものとしている。（指定都市が免除したときは、国の原資貸付金を免除）

（２）規定の内容

１）第１項関係

被災者生活再建支援法の施行前に生じた災害に係る償還免除規定を定めるものであり、市町村（指定都市を含む。）が償還免除令第１条（法附則第２条第１項の内閣府令で定める場合）に定める要件に該当する場合、災害援護資金の貸付けを受けた者の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものである。

償還免除令第１条の内容は、以下のとおりである。

- ① 災害援護資金の貸付けを受けた者の収入金額（当該災害援護資金の償還を免除する年の前年の所得（当該免除を１月から５月までの間にする場合にあっては、前前年の所得）について施行令第４条の規定の例により算定した所得の金額をいう。）から租税その他の公課の金額を控除した金額が、１５０万円未満であること。（以下「所得基準」という。）
- ② 災害援護資金の貸付けを受けた者の資産の状況が、次に掲げる状態にあること。（以下「資産基準」という。）
 - i）償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産を保有していないと認められること。
 - ii）預貯金の金額（生活費の入金等を控除した金額をいう。）が、２０万円以下であること。

免除手続については、災害援護資金の貸付けを受けた者の申請によることを原則とするが、申請すべき者がいない場合には、市町村による職権免除を妨げるものではない。なお、法附則第２条により、市町村において職権免除をする場合は、条例及び条例施行規則等を整備することに留意すること。

また、被災者生活再建支援法の施行前に生じた災害に係る償還免除規定に基づく償還の免除は、昭和４９年局長通知の例に倣い、借受人の保証人においても、これを申請することができるとしている。

なお、改正災害弔慰金法附則第３条により、「改正災害弔慰金法の施行前に市町村（特別区を含む。）が地方自治法の規定によりした免除（地方自治法施行令第１７１条の７第１項に規定する無資力要件免除）であって、法附則第２条第１項に規定する被災者生活再建支援法の施行前に生じた災害に係る償還免除規定に該当する場合は、法附則第２条の規定による免除とみなす」こととされていることに留意すること。

＊ 上記「① 所得基準」について

- ・ 所得基準を定めるものであり、64歳（神戸市における未償還平均年齢（平成26年度））の生活保護扶助費を参考に設定したものである。
「総所得 － 公租公課 < 150万円」としたのは、生活保護においても、医療扶助、介護扶助、教育扶助や障害者加算等がされていること、市町村における免除作業の効率性を考慮し、所得・年金控除後の所得ベースの金額としたものである。
さらに、総所得の金額から公租公課を除いた金額としたのは、生活保護扶助費に公租公課が課されていないことを考慮したものである。
なお、総所得は、世帯収入ではなく、災害援護資金の貸付けを受けた者個人の所得であることに留意すること。
- ・ 施行令第4条においては、所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前前年の所得）について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。）に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とされていることに留意すること。
- ・ 「租税その他の公課の金額」とは、所得税、住民税、固定資産税、社会保険料をいうものであることに留意すること。

＊ 上記「② 資産基準」について

- ・ 「償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産」とは、「その処分により日常生活の維持に著しく支障を生じるものではない

い資産」であり、かつ、「処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるもの」をいう。

「その処分により日常生活の維持に著しく支障を生じるものではない資産」とは、基本的に利用価値が小さいものとみなされるため、売却が可能であれば、「償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外」の実物資産に該当するが、売却が著しく困難な資産については、この限りではない。

(具体例)

その処分により、日常生活の維持に著しく支障を生じるものではない別荘等は、「償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外」の実物資産に該当するが、売却が著しく困難な土地等の資産は該当しない。

また、「処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるもの」とは、基本的に他のものと代替が可能であり、処分により日常生活の維持に著しく支障を生じるものではないとみなされるが、就業等において真に必要であり、かつ、代替性のない場合においては、この限りではない。

(具体例)

処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる高額な車等は、「償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外」の実物資産に該当するが、そのものを所有し続けることでしか収入を得られないような場合であれば該当しない。

- 居住の用に供する土地及び建物については、法附則第2条の免除措置が、被災者生活再建支援法の制定有無の状況を踏まえて規定されたものであることから、災害援護資金の貸付けを受けた者の生活再建の観点を重視して、特に資産価値が高いと認められるものを除き、資産基準に含めないこととする。
他方、特に資産価値が高いと考えられるタワーマンション等、容易に換金可能な資産を有している場合は、免除が認められないことに留意すること。
- 「預貯金の金額（生活費の入金等を控除した金額をいう。）」を20万円以下としたのは、破産者が生活維持のため最大限保有できる預貯金額が、兵庫県で運用されている裁判所の例が20万円以下であることを考慮したものである。
また、「預貯金の金額（生活費の入金等を控除した金額をいう。）」には、有価証券等も含まれ、いわゆる仮想通貨も含まれるものである。

- ・ 「預貯金の金額（生活費の入金等を控除した金額をいう。）」とは、一時的な生活費の入金等、フローとみなすことができる金額を控除した金額をいう。

＊ 免除基準の確認方法について

- ・ 災害援護資金の貸付けを受けた者からの申告によることとし、課税証明書、固定資産評価証明書、預金通帳等の写し（必要に応じて、用途についての申立書）等を求め、当該書面等に基づき、市町村が客観的に判断すること。
- ・ 既免除者や転居者等で確認の協力を得られない場合、所得基準及び資産基準（実物資産、預貯金等）の確認方法に関しては、上記との整合性を踏まえつつ、借受人の生活実態等を把握している市町村の判断に委ねることとする。

2) 第2項及び第3項関係

市町村が第1項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、都道府県及び国の原資貸付金を免除することを規定したものである。（指定都市が免除したときは、国の原資貸付金を免除）

1 2 法附則第3条（平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例）関係

（1）趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）により、平成31年4月1日以降に生じた災害については、災害援護資金の貸付けに際しての保証人必須という要件を撤廃し、保証人の要否は市町村に委ねられたところである。

このことを踏まえ、平成31年4月1日前に生じた災害については保証人必須であったことに鑑み、平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例を定めるものである。

具体的には、平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄することができることを明記するとともに、市町村が当該権利を放棄したときは、当該保証人の保証を受けた者であって償還免除令で定める事由に該当する場合には、災害援護資金の償還未済額に相当する額の都道府県及び国の原資貸付金を免除することとしたものである。

（2）規定の内容

1) 第1項関係

平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄できることを明記するとともに、当該保証人の保証を受けた者であって償還免除令第2条で定める事由に該当する場合には、災害援護資金の償還未済額に相当する額の都道府県原資貸付金を免除するものである。

償還免除令第2条の事由は、内閣総理大臣及び都道府県知事が次のいずれにも該当すると認めた場合である。（指定都市にあっては都道府県知事の認めは不要である。）

- ① 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利（以下「保証債権」という。）の放棄の際において、当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり当該災害援護資金を継続的にかつ現に償還しており、かつ、当該償還が完了していないこと。
- ② 災害援護資金の貸付けを受けた者が法第14条第1項及び附則第2条第1項に規定する償還を免除することができる場合に該当しないこと。

なお、改正災害弔慰金法附則第4条により、「改正災害弔慰金法の施行前に市町村（指定都市及び特別区を含む。）が平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用する」こととされていることに留意すること。

＊ 上記①について

- ・ 「当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり当該災害援護資金を継続的にかつ現に償還」とは、市町村が議会の議決により保証債権を放棄した際において、当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり、当該災害援護資金を「継続的かつ長期」にわたり償還している状況を念頭に置いている。

したがって、市町村が保証債権を放棄する直前に保証人に償還を求めた場合や、継続的かつ長期にわたって償還したとは認められない場合（例えば、意図的に1回だけ保証人に少額償還をさせた場合）等は、免除の事由に該当しないことに留意すること。

- ・ 内閣総理大臣の承認に当たっての基準は、以下の全てを充たす場合とする。
 1. 対象となる災害援護資金の貸付けを受けた者は、行方不明者又は徴収困難者（正当な理由なく償還を拒否し又は不当に償還を遅延させる者、矯正施設に収容されている者を除く。）に限る。

2. 市町村が、対象となる災害援護資金の貸付けを受けた者に係る災害援護資金の償還未済額に相当する額を免除又は放棄すること。
3. 市町村において、法第16条に基づく報告等の権限を行使し、最低でも年1回は行方不明や徴収困難の借受人の現況調査を実施していること。（改正災害弔慰金法施行前にあっては、何らかの方法により最低でも年1回は行方不明や徴収困難の借受人の現況調査を実施してきた実績があること。）
4. 災害援護資金の保証人が、次のいずれかの免除要件に該当する場合であること。
 - イ 被災者生活再建支援法の施行前に生じた災害の場合、地方自治法施行令第171条の7第1項又は法附則第2条第1項の免除要件
 - ロ 被災者生活再建支援法の施行後に生じた災害の場合、地方自治法施行令第171条の7第1項の免除要件

2) 第2項関係

都道府県が第1項の規定により原資貸付金を免除したときは、国の原資貸付金を免除することを規定したものである。

3) 第3項関係

平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄できることを明記するとともに、当該保証人の保証を受けた者であって償還免除令第2条で定める事由に該当する場合には、災害援護資金の償還未済額に相当する額の国の原資貸付金を免除することを規定したものである。

なお、「当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり当該災害援護資金を継続的にかつ現に償還」の考え方及び内閣総理大臣の承認に当たっての基準は、市町村と同様、「* 上記①について」に基づくものとする。

1.3 法附則第4条（財務大臣との協議）関係

（1）趣旨

内閣総理大臣は、法附則第2条第1項又は附則第3条第1項の償還免除令を定めようとするときは、財務大臣に協議することとしたものである。

（2）規定の内容

内閣総理大臣が償還免除令を規定する場合、財務大臣に協議することとしているものである。

なお、改正災害弔慰金法附則第1条ただし書及び附則第2条により、内閣総理大臣は、償還免除令を定めようとするときは、改正災害弔慰金法の施行日前で

あっても、財務大臣に協議することができるものとしている。

1 4 災害援護資金の東日本大震災特例関係

(1) 趣旨

新たに規定された条文等により、法及び施行令の条文番号が改正されたことに伴い、法及び施行令の条文番号を引用する「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本特財法」という。）」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「東日本特財法政令」という。）」の所要の整備を行うものである。

(2) 規定の内容

東日本特財法及び東日本特財法政令において引用する法、施行令の条文番号及び「平成32年」を「令和2年」と改正した法技術的な改正であり、規定内容を改正するものではないことに留意すること。

1 5 その他

(1) 改正災害弔慰金法の施行期日は、法附則第1条により、令和元年8月1日とされていること。ただし、準備行為を規定する法附則第2条については、公布の日（令和元年6月7日）から施行されていること。

(2) 改正災害弔慰金法の内容を踏まえ、参考1、2「災害弔慰金の支給等に関する条例準則」及び参考3、4「災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則準則」を参考に、各市町村において条例及び条例施行規則等についても、遺漏なきよう所要の整備を行うこと。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（例）

[1. 阪神・淡路大震災の被災市町村の場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 年条例第 号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

（支給審査委員会の設置）

第17条 市〔区・町・村〕に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者のうちから、市〔区・町・村〕長が任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市〔区・町・村〕長が定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

※ 合議制の機関の名称は各市町村において検討すること。

※ 「その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者」は、例えば、市〔区・町・村〕の職員（担当部長等）、学識経験を有する者、医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカー等が考えられる。

[2. 阪神・淡路大震災の被災市町村以外の場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 年条例第 号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第17条 市〔区・町・村〕に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者のうちから、市〔区・町・村〕長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市〔区・町・村〕長が定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

※ 合議制の機関の名称は各市町村において検討すること。

※ 「その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者」は、例えば、市〔区・町・村〕の職員（担当部長等）、学識経験を有する者、医療ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカー等が考えられる。

○ 災害弔慰金の支給等に関する条例準則 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
[1. 阪神・淡路大震災の被災市町村の場合] (償還等) 第 15 条 災害援護資金は、年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、<u>法第 13 条、第 14 条第 1 項、第 16 条及び附則第 2 条第 1 項並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。</u> 第 5 章 雑則 (支給審査委員会の設置) 第 17 条 市〔区・町・村〕に、災害弔慰金及び災害障見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、<u>支給審査委員会を置く。</u> 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者のうちから、市〔区・町・村〕長が任命する。 3 前項に定めるもののほか、<u>支給審査委員会に関し必要な事項は、市〔区・町・村〕長が定める。</u>	(償還等) 第 15 条 災害援護資金は、年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、<u>法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。</u> (新設)

〔2. 阪神・淡路大震災の被災市町村以外の場合〕

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第17条 市〔区・町・村〕に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者のうちから、市〔区・町・村〕長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に關し必要な事項は、市〔区・町・村〕長が定める。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(新設)

(参考3)

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（例）

[1. 阪神・淡路大震災の被災市町村の場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 年規則第 号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の2号を加える。

- 。(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- (4) 借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第22号）第1条に規定する基準に該当することを証する書類

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

※ 本制度は、市町村の条例の定めるところにより実施されるものであり、職権猶予、職権免除の実施等に当たっては、条例、条例施行規則の改正等について必要な場合には、適切に対応されたい。（平成18年1月5日付け事務連絡「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行にかかる運用について」抜粋）

[2. 阪神・淡路大震災の被災市町村以外の場合]

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 年規則第 号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の1号を加える。

- 。(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

※ 本制度は、市町村の条例の定めるところにより実施されるものであり、職権猶予、職権免除の実施等に当たっては、条例、条例施行規則の改正等について必要な場合には、適切に対応されたい。（平成18年1月5日付け事務連絡「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行にかかる運用について」抜粋）

○災害弔慰金の支給等に関する条例準則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風・豪雨等の自然災害により死亡した市〔区・町・村〕民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市〔区・町・村〕民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市〔区・町・村〕民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市〔区・町・村〕民 災害により被害を受けた当時、この市〔区・町・村〕の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市〔区・町・村〕は、市〔区・町・村〕民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつ

て、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市〔区・町・村〕長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

（1） 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（2） 令第2条に規定する場合

（3） 災害に際し、市〔区・町・村〕長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市〔区・町・村〕長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 市〔区・町・村〕長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市〔区・町・村〕長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市〔区・町・村〕は、市〔区・町・村〕民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

る。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては、125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市〔区・町・村〕は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市〔区・町・村〕民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び居住の損害がない場合 150 万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ハ 住居が半壊した場合 270 万円

ニ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

ロ 住居が半壊した場合 170 万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く） 250 万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350 万円

(3) 第 1 号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と「170 万円」とあるのは「250 万円」と「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

〔1. 貸付利率を一定の利率とし、保証人を不要とする場合〕

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年〇パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条〔及び附則第2条第1項〕並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

〔2. 貸付利率を一定の利率とし、保証人を必須とする場合〕

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年〇パーセントとする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条〔及び附則第2条第1項〕並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

〔3. 貸付利率を保証人の有無に連動させて設定する場合〕

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年〇パーセントとする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は年賦償還〔、半年賦償還又は月賦償還〕とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条〔及び附則第 2 条第 1 項〕並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(支給審査委員会の設置)

- 第 17 条 市〔区・町・村〕に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。
- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市〔区・町・村〕長が必要と認める者のうちから、市〔区・町・村〕長が任命する。
 - 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市〔区・町・村〕長が定める。